

旭川医科大学病院薬剤専門委員会細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和6年10月10日学長裁定)

旭川医科大学病院薬剤専門委員会細則の一部を改正する細則

旭川医科大学病院薬剤専門委員会細則（令和元年6月12日薬事委員会委員長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 専門委員会の庶務は、<u>経営企画課</u>において処理する。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この細則は、令和6年10月10日から施行し、令和6年8月1日から適用する。</u></p> <p>【改正理由】</p> <p>令和6年8月1日付け事務局改組に伴い、所要の改正を行うものである。</p>	<p>(略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 専門委員会の庶務は、<u>会計課</u>において処理する。</p> <p>(略)</p>